

## 令和5年第6回東みよし町教育委員会定例会会議録

令和5年6月26日、令和5年第6回東みよし町教育委員会定例会を東みよし町中央公民館（2階会議室）に招集する。

開会 午前10時00分  
閉会 午前12時00分

### □ 付議事項

- 1) 議案第25号 東みよし町社会教育委員の委嘱について
- 2) 議案第26号 東みよし町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 3) 議案第27号 東みよし町学校給食共同調理場運営委員の委嘱について
- 4) 議案第28号 東みよし町奨学資金運営委員の委嘱について
- 5) 議案第29号 東みよし町立学校管理運営規則の一部を改正する規則について
- 6) 議案第30号 東みよし町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
- 7) 議案第31号 東みよし町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- 8) 議案第32号 令和5年度要保護・準用保護児童生徒の認定について
- 9) 議案第33号 令和5年度特別支援教育就学奨励費支給児童生徒の認定について
- 10) 議案第34号 東みよし町学校給食費保護者負担軽減事業補助金交付要綱の制定について

#### 【非公開】

同意第 1号 教育長の辞職の同意について

### □ その他

- 教育委員会次回定例会の日程について

### □ 出席委員

教育長	真鍋孝之
職務代理者	秋田正弘
委員	荒操
委員	三木一将
委員	三好章文

#### その他出席者

教育委員会事務局 生涯学習課長 岸本利則・学校教育課長 大西輝明

### 1、開議

#### ・教育長から開議宣告

只今から令和5年第6回東みよし町教育委員会定例会を開催します。

前回の会議録につきましては、秋田委員と三木委員に署名いただき、相違ないことの確認をいただきました。本日の会議録の署名者につきましては、荒委員と三好委員にお願いいたします。

## 2、付議事項

教育長 : 議案第25号から議案第28号までについては各委員の委嘱になりますが、PTA組織の委員の改選があり、会長が代わった為、充て職である各運営委員の委嘱を新たにします。順次事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (議案第25号・議案第26号を資料に基づき朗読説明を行う。)

学校教育課長 : (議案第27号・議案第28号を資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。議案第25号から議案第28号まで一括して原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。続いて議案第29号 東みよし町立学校管理運営規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりですが、理由は子供たちが長期休業中にしかできない体験活動の時間が他の市町村の子供たちより少なくなっている、教員免許法の廃止に伴い、教員研修が勤務日と重なり研修が受けずらくなっている。また学校の各種行事は隣接する三好市と一体となって実施することが多いが、夏季休暇期間が異なることで、効率的な取り組みに課題が生じているため改正するものです。このことについて原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。続いて議案第30号 東みよし町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してよろしいでしょう

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。続いて議案第31号 東みよし町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : (資料に基づき朗読説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してよろしいでしょう

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。続いて議案第32号 令和5年度要保護・準用保護児童生徒の認定について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : (認定基準を説明後、申請者の資料に基づき説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおり、2世帯について、認定基準額を超えていますので却下となりますが、その他のすべての世帯は認定してもよろしいでしょうか

全委員 : 異議なし。

教育長 : ありがとうございます。それでは議案第32号 要保護準要保護児童生徒の認定については事務局原案のとおりとします。続いて、議案第33号 令和5年度特別支援教育就学奨励費支給児童生徒の認定について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : (認定基準を説明後、申請者の資料に基づき説明を行う。)

教育長 : 事務局が説明したとおり、6世帯について、認定基準額を超えていますの

で却下となりますが、その他のすべての世帯は認定してもよろしいでしょうか

全委員 : 異議なし。

教育長 : ありがとうございます。それでは議案第33号 令和5年度特別支援教育就学奨励費支給児童生徒の認定について事務局原案のとおりとします。続いて、議案第34号 東みよし町学校給食費保護者負担軽減事業補助金交付要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : コロナ禍における、物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援事業として、町内の小学生及び中学生の保護者が負担する2学期分の学校給食費について補助金を交付するための要綱を定めたものです。

(要綱を説明)

教育長 : 事務局が説明したとおりです。原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : それでは原案のとおり可決します。

#### 【非公開】

同意第1号 教育長の辞職の同意について

( 全委員の同意を得る。 )

#### 4、その他

教育長 : 次回の臨時会の日程についてお諮りします。

全委員 : 日程について協議。

教育長 : それでは7月3日(月)午後1時30分から開催するということをお願いします。

教育長 : これで、令和5年第6回東みよし町教育委員会定例会を終了します。